

次のとおり条件付一般競争入札に付することとしたので、大竹市契約規則（昭和39年大竹市規則第16号。以下「契約規則」という。）第2条の規定により公告する。

令和6年4月4日

大竹市長 入山 欣郎

1 調達物品名及び数量

高規格救急自動車（救急用資機材） 1式（詳細は仕様書に記載）

2 納入場所

大竹市消防本部（大竹市立戸一丁目2番10号）

3 納入期限

令和7年3月31日（月）

4 入札参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たしている者

- (1) 「令和6・7・8年度大竹市競争入札参加資格」において「物品調達
9 その他機械器具 ①医療用機器類又は15消防防災機器類用品類 ②
救急用機器・用品類」の認定を受け、その有効期間を経過していない者
- (2) 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に
掲げる公共法人又は同法別表第2に掲げる公益法人等の発注に応じ、調達
物品と同程度の物品の納入実績がある者（平成26年度以降に納入が完了
した高規格救急自動車（救急用資機材）等）
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申
立てがなされている者については、更生手続開始の決定を受けているもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申
立てがなされている者については、再生手続開始の決定を受けているもの
- (5) この公告の日から入札日までの間のいずれの日においても、大竹市競
争入札等指名除外要綱（平成29年大竹市告示第150号）に基づく指名
除外（以下「指名除外措置」という。）及び関係法令の規定による営業停
止措置（以下「営業停止措置」という。）を受けていない者
- (6) 大竹市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年大
竹市告示第200号）別表に掲げる措置要件に該当しない者
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定
に該当しない者
- (8) 他の入札参加希望者と次に掲げる関係にない者
 - ア 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する

親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)

イ 親会社を同じくする子会社

ウ 役員又は管財人(会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。以下同じ。)が他の入札参加希望者の役員又は管財人を兼ねている者

(9) 法人税、消費税及び地方消費税の未納がない者並びに大竹市税の滞納がない者

5 仕様書の閲覧申請に関する事項

(1) 閲覧期間

令和6年4月4日(木)から令和6年4月23日(火)まで

(2) 閲覧場所

大竹市ホームページ

(3) 閲覧方法

仕様書は大竹市ホームページに掲載しているが、閲覧にはパスワードが必要である。第1号の閲覧期間内(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)に、大竹市建設部監理課に仕様書閲覧申請書を持参、郵送又はFAXの上、仕様書閲覧用パスワードを受領し確認(閲覧)すること。

6 質問書の提出に関する事項

仕様内容に対する質問は、質問書(様式第4号)を提出することにより行うものとする。

(1) 提出期限

令和6年4月23日(火)午後5時まで

(2) 提出場所

大竹市建設部監理課

(3) 提出方法

持参、郵送、FAX又はメール

7 回答書の掲示期間及び場所

(1) 掲示期間

回答書作成時から令和6年5月16日(木)まで

(2) 掲示場所

大竹市ホームページ

8 入札参加資格審査申請に必要な書類

入札参加希望者は、次により入札参加資格審査申請書及び必要な添付書類

(以下「入札参加資格審査申請書等」という。)を持参の上、提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 入札参加資格審査申請書(様式第1号)

イ 納入実績調書(平成26年度以降に納入が完了した高規格救急自動車(救急用資機材)等について、国、地方公共団体及び法人税法別表第1に掲げる公共法人又は同法別表第2に掲げる公益法人等が発注したものを記載し、契約書等の写しを添付すること。)(様式第2号)

ウ 誓約書(様式第3号)

エ 法人税、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書並びに大竹市税の滞納がないことの証明書(提出日の3か月前の日以後に発行されたものであること。)

(2) 入札参加資格審査申請書等の入手方法

ア 配布期間

令和6年4月4日(木)から令和6年4月23日(火)まで

イ 配布場所

大竹市ホームページ

(3) 入札参加資格審査申請書等の提出方法

ア 提出期間

令和6年4月4日(木)から令和6年4月23日(火)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

大竹市建設部監理課

ウ 提出部数

1部

エ その他

入札参加資格審査申請書等は持参するものとし、郵便又は電送等によるものは受け付けない。

(4) その他

ア 入札参加資格審査申請書等の作成等に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された入札参加資格審査申請書等は、返却しない。

ウ 提出された入札参加資格審査申請書等は、提出者に無断で他の用途に使用しない。

エ 提出期限以降における入札参加資格審査申請書等の差替え及び再提出は、認めない。

9 入札参加資格の確認

(1) 入札参加希望者は、令和6年4月23日（火）までに入札参加資格審査申請書等を提出し、入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

(2) 入札参加資格の審査は、(1)の入札参加資格審査申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は、令和6年5月9日（木）までに通知する。

10 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認められた理由について説明するよう申し出ることができる。

(2) 申出方法

ア 申出期間

9の(2)の通知があった日から令和6年5月14日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 申出先

大竹市建設部監理課

(3) 申出があったときは、令和6年5月16日（木）までに文書により回答する。

11 入札保証金

免除する。

12 入札に関する事項

(1) 入札日時

令和6年5月16日（木） 午前10時から

(2) 入札場所

大竹市役所4階第2会議室

(3) 入札書について

入札書は、入札日に入札場所において配布する。

入札参加希望者から委任を受けた代理人が入札する場合は、委任状（様式第5号）に、委任者である入札参加希望者の所在地、商号又は名称、委任者名の記載及び押印がされ、かつ受任者氏名の記載及び押印がされたものを、入札執行前に提出すること。

(4) その他

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札には、入札事務に関係のない職員が立ち会うものとする。

ウ 落札決定をしたときは、速やかに入札結果を市ホームページ及び市情報公開コーナーに掲載する。

1.3 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者であって、契約規則第11条の規定に基づいて決定された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者によりくじ引きを行い落札者を決定する。くじ引きの辞退は認めない。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札に関係のない職員にその者に代わりくじを引かせ、落札者を決定する。

1.4 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10以上の額を落札決定日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）以内に納付すること。ただし、契約規則第23条第2項に該当する場合は、契約保証金の納付に代えることができる。また、契約規則第23条第1項第1号又は第6号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

1.5 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

- (1) 本広告に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 虚偽の申請を行った者の入札
- (3) 入札参加資格のあることを決定された者であっても、入札日までに指名除外措置及び営業停止措置を受けたものの入札
- (4) 契約規則第7条各号のいずれかに該当する入札

1.6 支払いの条件

- (1) 納入物品の代金は、本市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

(2) 前払いには応じないものとする。

1.7 内訳書の提出について

落札者は、契約締結のため、落札決定後、速やかに金額を記載した内訳書を提出すること。内訳書の様式は問わないものとする。

1.8 その他

(1) 本件の物品売買契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条大竹市条例第19号）第3条の議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に該当するため、契約規則第22条の規定による仮契約を締結するものとする。

(2) 入札に付する案件についての説明会、資格確認用資料作成等の説明会及び現場説明会は、実施しない。

(3) 入札参加資格審査申請書等に虚偽の記載をした者は、指名除外措置を行うことがある。

(4) その他詳細不明の点については、大竹市建設部監理課に文書で照会するものとする。

1.8 問合せ先

大竹市建設部監理課

(大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-59-2160)